身なりを気にせず、頻繁に夜に歩きまわる一人暮らしの認知症高齢者の

安否を危ぶんだ近隣住民からの相談

■人権キーワード

高齢者（認知症、虐待）、生活困窮

■相談の主訴

* 認知症と思われる高齢者の家の電気が夜に点いておらず心配なので、安否を確認した方がいいのではないか。
* 認知症がある高齢者が急に特別養護老人ホームに来て、老人ホームを自分の家と勘違いして住むと言い出して困っている。

■本人の状況

* 70歳代、女性、公営住宅で一人暮らし。娘以外の親戚がいるかは不明。
* 数年前から、衣服や体の汚れや頭髪の乱れが目立ってきた。
* よく夜中に周辺を歩いており、頻繁に住民から通報がある。以前にボヤ騒ぎを起こしたことがあり、認知症や精神疾患がある様子。
* 地域で本人を知る人は殆どおらず、近隣との調和を拒んでいる。
* 協調性に欠ける面があり、人との接触を嫌い、いつも孤立していた。
* 高齢になるまで働き、ひとりで娘を育てた。
* 介護サービスを始めとする支援を全て拒み、においがして入浴していない。高齢者施設への利用や入居を嫌がる。
* 未受給となっていた老齢年金を遡及受給できたが、行方不明であった娘に盗られてなくなる。
* 銀行の預金からお金を出す方法がわからなくなり、小銭だけ持っている。自炊ができなくなり、食べ物を１点だけ買っていた。お金がないのに、昼夜を問わず飲食店で無銭飲食を繰り返す度に人権地域協議会がフォローしてきた。
* 本人が支払っていると思っている公営住宅の家賃や、届いている請求書に気づかずなかった光熱水費の滞納が数年前から発生。

■家庭状況

* 本人が若い頃に夫と離婚し、母子家庭となり公営住宅に移り住み、娘と二人で暮らしていた。夫は、離婚後に他界している。
* 娘は高校を卒業してすぐに家を出て、居住地がわからなくなり、行方不明となる。後で所在がわかった際に、娘には夫がおり、母親とは関わりたくないとわかる。

ジェノグラム

80代

■相談に至った経緯

近隣住民から人権地域協議会に通報が入る。

■相談内容

* 本人のことを不安に思った近隣住民から、夜に本人宅の電気が点いていない。
* 急に本人が特別養護老人ホームに来所し、自分の家だと思った本人が老人ホームに住むと言い出し、困っている。

■対応

* 地域包括支援センター（コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、看護師）や特別養護老人ホーム、居宅介護支援事業所と連携し、本人の在宅支援を検討。
* 人との接触を嫌う本人に来所してもらうため、一緒にご飯を食べる事を提案し、面談、本人の生活等の状況を確認。
* 連携している地域包括支援センターと本人を病院へ連れて行き、受診に繋げる。
* 無くなっていた本人の通帳が見つかり、地域包括支援センターや民生委員等と銀行に同行し、本人が認知症で金銭管理ができない人であることを伝え理解を得て、出金できるようになる。滞納していた家賃や光熱水費の支払いを貯金から支払えた。
* 特別養護老人ホームへ本人を迎えに行き、自宅へ送り届ける。本人は、その後も特別養護老人ホームを自分が住む場所と思っている。
* 以前に相談した精神科医から本人同意が必要であるとの助言を受けたことにより、暫く見守り対応をしていた。本人は施設を嫌がるため、地域の高齢福祉関係機関と見守りを継続実施。
* 認知症の進行で、本人に記憶障害と感情障害が出てくる。
* 地域包括支援センターによる食料の提供や、人権文化センターや地域関係機関による毎日の見守りを実施。
* 地域包括支援センターの食料支援がデイサービスへとつながり、デイサービスでの日中の食事や晩ご飯の持ち帰り弁当を利用し、入浴支援を実施。デイサービスの利用により、地域で本人の姿を見ることが少なくなる。
* 医療機関の受診や成年後見人を利用した。
* 行方がわからなかった娘を後見人が探してくれたが、母親と関わりたくないとの姿勢を示す。

■評価および今後の課題

* 本人の行動を通して、認知症がある人の関わりが住民を始めとする地域レベルで行えていることから、迅速な安否確認ができている。
* 長年、本人との談話などを行ってきたことで本人との関係を構築できており、緊急時の対応や支援を行ってきた。
* 近隣住民からの通報や、地域関係機関との連携による様々な支援や見守りを長年にわたって行ってきたことにより、本人の生命の危険を回避でき、介護サービスの利用に繋がった。
* 特に、地域包括支援センターの食料支援から繋がったデイサービスの食事提供や入浴を利用できたことで、無銭飲食防止や栄養バランスの取れた食事を得ることができるようになり、衛生面の改善にも繋がり、支援が広がった。
* 本人の希望に沿いながら支援を続けてこられ、デイサービスに通所できるようになった。今後も、本人の好みや思いを尊重し、体力が続く限り自宅で生活が可能となるよう、支援していく必要がある。

■連携が想定される資源・利用が想定されるサービス等

○医療機関、府市指定認知症疾患医療センター、医療ソーシャルワーカー

○市町村の認知症高齢者・介護保険サービス・高齢者虐待防止担当課

○地域包括支援センター

○認知症地域支援推進員

○特別養護老人ホーム等の各種老人ホーム、デイサービス、グループホーム、居宅介護支援事業所等の介護サービス事業所

○認知症サポーター・チームオレンジ

○成年後見人

○認知症カフェ

○（公社）認知症の人と家族の会大阪府支部

○大阪府こころの健康総合センターや保健所、市町村保健福祉センター・保健所（精神保健福祉士や保健福祉相談窓口など）

○大阪府社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会（生活困窮者レスキュー事業などの各種支援制度）

○コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

○市町の福祉事務所や生活保護担当課（生活保護制度）

○市町村の生活困窮者自立支援窓口（生活困窮者自立支援事業）

○包括的相談支援窓口（重層的支援体制整備事業）

○民生委員・児童委員

○大阪府や市町の公営住宅・サービス付き高齢者向け住宅担当課

○Osakaあんしん住まい推進協議会（居住支援協議会。高齢者等の住宅確保要配慮者の方への住まいサポート）

○日本法テラスや大阪弁護士会、大阪弁護士会高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」（弁護士相談や民事扶助制度など）

○大阪司法書士会

○大阪府人権相談窓口や市町村の人権相談担当部署（人権相談等）

○人権文化センター

○人権協会・人権地域協議会